



2007年3月27日 第2007-36号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

津田議員

雇用保険国庫負担、安易な削減に強く抗議

底上げ戦略どころか底抜け戦略

3月27日、参議院厚生労働委員会で雇用保険法改正法案の審議が行われ、津田参議院議員が質問に立ちました。

今回の雇用保険法改正は、行政改革推進法が大きな影響を与えています。行改法では、労働保険特別会計の見直しの方向性が定められ、これにより雇用保険・失業等給付に係る国庫負担が、本来負担額の55%まで大幅に引き下げられます。国庫が失業等給付に係る費用の一部を負担する理由は、失業が政府の経済政策や雇用政策と無縁でないため、政府もその責任の一旦を担うべきであるという考えに基づいています。

これに関して津田議員は、「国庫負担の削減は、国の雇用政策放棄を意味するものと考えられる。これでは底上げ戦略どころか底抜け戦略そのもので、政府の掲げる再チャレンジ・格差是正等との逆方向の政策といわざるを得ない。今、必要なことは本当に救済が必要な人に対してしっかりとセイフティーネットを張り、国の責任をむしろ高めていくことが改革の方向性であるべきだ」と、安易な国庫負担削減に対し強く抗議しました。

津田議員は、この他受給資格要件・給付制限・高年齢雇用継続給付等について質問をしました。

1. 受給資格要件について

【津田議員】今回の改正法案では、自己都合離職の場合被保険者期間が12ヵ月以上ないと受給資格を得られない。そもそも自己都合退職という概念は、会社都合に対峙する概念であり、何も好き好んで会社を辞めた人ばかりではない。自己都合退職を好き好んで辞めたことと混同することは暴論である。労働者の中には会社でいやがらせやいじめを受け、本当は特定受給資格者に該当するけれど面倒だ・これ以上会社とかかわりたくない、また、特定受給資格者ということすら知らないで会社を去る人もいる。ハ

ローワークでは自己都合退職としての求職の申し込みをした労働者についても、退職の理由について丁寧に再確認し、チラシ・パンフレット等で特定受給資格者との違いを明確に周知していただきたい。

【職業安定局長】ハローワークでは予断を持つことなく労働者の意見を聴取し、対応する。また、チラシ・パンフレットを作成して周知を図る。

2. 給付制限期間について

【津田議員】自己都合退職の給付制限期間3ヵ月というのは、かつて転職することが極めて例外であった我が国において、いわば懲罰的に自己都合退職を位置づけたものだ。今日、異なった扱いが求められるのではないか。もっと幅広く給付制限の例外を認め、むしろ雇用保険からの給付を早めに出してスキルアップを行い、その上で転職していく方向に誘導することも検討されるべきだ。

【柳沢大臣】雇用保険の本質に係る問題である。例外を幅広く認めることはそぐわない。

3. 高年齢継続雇用給付の廃止について

【津田議員】高年齢雇用継続給付は、廃止の方向で検討するということだが、廃止は中小企業にとって極めて大きな影響を与えることになる。その実情を把握し、65歳までの雇用延長措置に支障がないよう大臣はどのように取り組むつもりなのか。

【柳沢大臣】高年齢雇用継続給付の廃止は今後の課題で、平成24年以降段階的に廃止する方向。高年齢者雇用安定法の円滑な実施ができるよう65歳までの雇用の確保につとめる。

与党は、29日に参議院厚生労働委員会で審議の後採決を行い、同日夕方参議院本会議で可決・成立させたい様子です。